令和５年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して臨時的な措置として実施する令和５年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　前条に規定される電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下、「本給付金」という。）は、前条の目的を達するために、新潟市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第３条　本給付金の支給対象者は、令和５年６月１日（以下、「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第８条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号に該当する世帯の世帯主とする。

（１）　令和５年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

基準日に新潟市に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和５年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯をいう。

（２）　令和５年１月以降の家計急変世帯

第１号に該当する世帯以外の世帯のうち、申請日に新潟市に住民登録があり、予期せず令和５年１月から令和５年９月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和５年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和５年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの１年間の収入見込額（令和５年１月から令和５年９月までの任意の１か月の収入に 12 を乗じて得た額をいう。）又は１年間の所得見込額（当該収入見込額から１年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯（以下、「家計急変世帯」という。）をいう。

ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

・　第１号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯（当該者が第１号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）

・　基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同

一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し本給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

２　前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）を活用した事業を、既に新潟市以外の自治体から支給を受けた世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第４条　前条の規定により支給対象者に対して支給する本給付金の金額は、1 世帯あたり 30 千円とする。

（受給権者）

第５条　本給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者。（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者。））

２　配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第６条　本給付金の支給を受けようとする者は、別紙様式第１号の確認書（以下、「確認書」という。）、第２号の非課税分申請書又は第３号の家計急変分申請書（以下「申請書」という。）を新潟市に提出する。

２　確認書又は申請書（以下、「確認書等」という。）の提出は郵送により行い、支給は次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第２号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、その他第１号による支給が困難な場合に限り行う。

（１）　口座振込方式　新潟市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（２）　窓口現金受領方式　新潟市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

３　申請者は、本給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

第６条の２　新潟市は、前条の規定に関わらず、令和４年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金））及び新潟市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援金のうち令和４年度の

市町村民税均等割が非課税である世帯として支給した世帯等であって、令和５年１月２日から基準日までに市外の自治体から新潟市へ転入した者がいない世帯等、第３条第１項第１号及び第２項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯として新潟市長が別に定めるものに対し、本給付金の支給の申込みを行う。

２　前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、別紙様式第４号の届出書による登録口座の変更又は別紙様式第５号の届出書による受給の辞退を申し出ることができる。

３　新潟市長は、令和５年７月 28 日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、本給付金を支給する。

（代理による申請）

第７条　申請者に代わり、代理人として前条（第６条）の規定による確認書等の提出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

（１）　基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

（２）　法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（３）　親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で新潟市長が特に認める者

２　代理人が本給付金の確認書等の提出をするときは、確認書等の委任欄を記載する。また、この場合、新潟市は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

３　新潟市は、代理人が第１項第１号の者にあっては、住民基本台帳により、また、同項第２号及び第３号の者にあっては、新潟市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第８条　本給付金の申請受付開始日は、令和５年７月 18 日とする。

２　本給付金の支給に関する確認書等の提出期限は、令和５年 10 月 31 日とする。

（支給の決定）

第９条　新潟市長は、第６条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し本給付金を支給する。

（本給付金の支給等に関する周知等）

第 10 条　新潟市長は本給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第 11 条　新潟市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第８条第２項の提出期限までに第６条の規定による確認書等の提出が行われなかった場合、支

給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　新潟市長が第９条の規定による確認書等を受理した後、又は、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、新潟市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第 12 条　新潟市長は、偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った本給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 13 条　本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 14 条　この要綱の実施のために必要な事項は、新潟市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年７月 11 日から施行する。

別記（第５条関係）

１　配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（１）以下に掲げる事例であって、かつ、（２）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下、「申出者」という。）については、基準日時点で申出者の住民票が新潟市に所在しない場合にも、当該申出者の本給付金については、新潟市から支給する。

①　配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において新潟市に住民票を移していない者

②　親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（２）申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

①　申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条に基づく保護命令（同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令）が出されていること。

②　婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。））が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域ＤＶ協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③　基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④　①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※　婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

２　措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、新潟市における申請・受給権者とする。

（１）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第６条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

（２）児童福祉法第 27 条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下、「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第２項の規定により同法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関（以下、「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第１項第３号若しくは第 27 条の２第１項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下、「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、２月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

（３）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第２項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 373 号）第 16 条第１項第２号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第５条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（４）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第１項ただし書の規定により同法第 38 条第２項に規定する救護施設、同条第３項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第１項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に

達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（５）児童福祉法第 25 条の７第１項第３号の規定により同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

（６）児童福祉法第 23 条第１項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設（以下、「母子生活支援施設」という。）に入所している者（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

３　入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（１）又は（２）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下、「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において、新潟市の住民基本台帳に記録されている者については、新潟市における申請・受給権者とする。ただし、新潟市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

（１）「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第１項若しくは第２項又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の４若しくは第 16 条第１項第２号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（２月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（２）「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の４第１項及び第 11 条第１項の規定による入所等の措置等が執られている者（２月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

４　ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、新潟市において住民基本台帳に記録されたときは、新潟市における申請・受給権者とする。

５　無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると新潟市に申し出た者について、法務局において無戸籍者として把握していることを新潟市長が相当と認めるときは、新潟市における申請・受給権者とする。

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、給付金を支給します。

対象世帯	令和5年6月1日時点で新潟市に住民票があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯。
支給額	令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金　…　3万円
提出方法	下記の記入上の注意点①②をご確認いただき、右部「確認書」に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて返送してください。 ※**振込口座を変更する場合は、裏面記入上の注意点③④をご確認ください。**
提出期限	**令和5年10月31日（火）まで（消印有効）**
問い合わせ先	新潟市物価高騰給付金センター ☏　050－5527－3969　　9:00～17:00（土・日・祝日を除く） ※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページでも掲載しています。 ・新潟市トップページから　検索　価格高騰緊急支援給付金　または　・右記二次元コードを読み取り →

※　本給付金は、迅速かつ確実な支給を実施するために、法的根拠に基づいて、過去に実施した給付金の口座情報を使用しています。

記入上の注意点

黒ボールペンで、はっきりと正確に記入してください。鉛筆や消せるタイプのペンは使用できません。
（記入を間違えた場合は、二重線を引いて訂正してください。）

① **世帯主氏名**及び**確認日**（確認書を書いた日付）、**連絡先電話番号**（日中連絡の取れる電話番号（携帯電話可））を記入してください。（代理受給する場合等も含め、必ず記入してください）

世帯主氏名	新潟　太郎	確認日	令和　5　年　8　月　28　日	連絡先電話番号	000-0000-0000

② **世帯の状況が確認欄の内容と一致しているか**、ご確認ください。
あわせて、(1)、(2)の要件もご確認ください。

切り取り線

別紙様式第1号

発行日　令和5年7月24日
新　潟　市　長

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯に対する本給付金について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、**令和5年10月31日（火）までに（消印有効）**、この確認書を返送してください。

支給方法
振込口座

支 給 額

■世帯主が記入してください。
下記「確認欄」の内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和　　年　　月　　日	連絡先電話番号	

確認欄（以下の項目を確認してください）

Ⅰ　世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
Ⅱ　世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

(1)　Ⅰ・Ⅱ両方の要件を満たしていない場合は、支給対象となりません。

(2)　租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※　住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
※　確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。
また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
※　上記の回答期限までに返信がない場合や、新潟市が支給決定をした後、確認書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年11月30日までに、新潟市が申請者に連絡・確認できない場合、**本給付金の受給を辞退したとみなします。**

※　本給付金を受給しない場合は、下の一文を丸で囲んでください。

【　私の世帯は、給付金を受給しません。　】

■**振込口座を変更・指定する方**は記入してください。

記載された口座を既に解約しているなどの理由で、裏面の「**確認書上部に記載の口座とは異なる口座への振込みを希望する場合**」や、「**確認書上部の振込口座欄が空欄の場合**」には、【指定口座記入欄】を記入の上、記入した振込先の「振込先金融機関口座確認書類」と、「口座名義人確認書類」を添付してください。（右部③を参照）

【指定口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
	1. 銀行　5. 農協 2. 金庫　6. 漁協 3. 信組　7. 信漁連 4. 信連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード		支店コード				

ゆうちょ銀行	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	通帳番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※		

【代理受給をする場合】 ※世帯主以外が受給する場合に、記入してください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
			西暦・明治・大正・昭和・平成 年　月　日	〒 日中に連絡可能な電話番号　（　　）
上記の者を代理人と認め、本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			世帯主氏名	署名（又は記名押印）　印

【提出書類】 ※　添付書類の不備がないか、必ず確認してください。

◆必ず提出するもの

☐　令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書（本書）

◆【指定口座記入欄】の口座への振込を希望する方のみ提出するもの

☐　振込口座を確認できる書類の写し（コピー）

※　振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる**通帳やキャッシュカード**の写し、インターネットバンキング画面の写し

☐　口座名義人の本人確認書類の写し（コピー）

※　申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、パスポート等の写し（いずれか１つ）（「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。）

※　**世帯主以外の代理人が受給をする場合**は、世帯主本人及び代理人の本人確認書類を添付。

切り取り線

記入上の注意点

③　**裏面の確認書上部に記載されている「振込口座」以外へ**振込を希望する場合、または「**振込口座」欄が空欄の場合**　のみ記入してください。（振込口座を変更しない場合は、**記入不要**）

【指定口座記入欄】に記入した場合は「**振込先金融機関口座確認書類**」及び「**口座名義人確認書類**」の2点を必ず添付してください。

金融機関（ゆうちょ銀行以外）の場合

金融機関名		支店名		分類	口座番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
○○	1. 銀行　5. 農協 2. 金庫　6. 漁協 3. 信組　7. 信漁連 4. 信連	△△	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	1 2 3 4 5 6 7	ニイガタ　タロウ
金融機関コード	9 1 9 9	支店コード	1 2 3			

ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	通帳番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 2 3 4 5 ※	1 2 3 4 5 6 7 1	ニイガタ　タロウ

◆**振込先金融機関口座確認書類**：通帳表紙の裏面のコピー

金融機関が統廃合した場合は、新支店名をよくご確認ください。

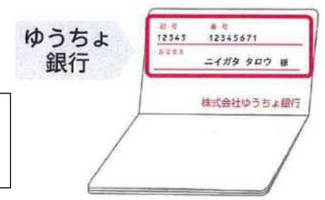

◆**口座名義人確認書類**　：　運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証
パスポート等の写し（いずれか1つ）

④　**世帯主以外が受給する場合**　のみ記入してください。（世帯主本人が受給する場合は、**記入不要**）
世帯主氏名が自署の場合は、押印不要です。

【代理受給をする場合】欄に記入した場合は、**代理人の**「振込先金融機関口座確認書類」と、世帯主本人及び代理人の「本人確認書類」を添付してください。

【代理受給をする場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
	ニイガタ　イチロウ 新潟　一郎	子	西暦・明治・大正・昭和・平成 10 年 11 月 1 日	〒 951-8554 新潟市中央区古町通7－1010 日中に連絡可能な電話番号　000(0000)0000
上記の者を代理人と認め、本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			世帯主氏名	署名（又は記名押印） 新潟　太郎　印

記入上の注意点

黒ボールペンで、はっきりと正確に記入してください。鉛筆や消せるタイプのペンは使用できません。
（記入を間違えた場合は、二重線を引いて訂正してください。）

○住所：**現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる方**は、令和5年１月１日時点の住所を記入してください。番地など詳細な住所がわからない場合は、市区町村名までの記入でも構いません。

○課税状況：該当するものに☑を記入してください。**住民税均等割が課税されている世帯員が1人でもいる場合、本給付金の支給対象とはなりません。**

【住民税非課税証明書の提出について】

○住民税非課税証明書の添付がない場合は、あなたが令和5年1月1日時点で住んでいた市区町村に対して、新潟市が課税情報を確認し、対象世帯であれば給付金を支給します。

○しかし、課税情報の確認には時間がかかるため、非課税証明書を添付していただければ、より早く給付金を支給することができます。なお、非課税証明書の発行には手数料が発生します。（手数料や手続き方法等は令和5年1月1日時点で住んでいた市区町村にお問い合わせください。）

	フリガナ 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住所（現住所と異なる場合に記載）	令和5年度住民税均等割課税状況
1	（申請者）	本人		新潟県長岡市大手通○－○－○	□課税 ☑非課税 □未申告
2	ニイガタ　ハナコ 新潟　花子	妻	西暦・明・大・(昭)・平・令 45年　1月　2日	同上	□課税 ☑非課税 □未申告
3	ニイガタ　イチロウ 新潟　一郎	子	西暦・明・大・昭・(平)・令 10年　11月　1日		□課税 □非課税 ☑未申告

○原則、「1　申請・請求者」の口座とします。通帳表紙の裏面やキャッシュカード等を確認し記入してください。

金融機関名		支店名		分類	口座番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
○○	(1.銀行) 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	△△	(本・支店) 本・支所 出張所	(1) 普通 2 当座	1 2 3 4 5 6 7	ニイガタ　タロウ
金融機関コード	9 1 9 9	支店コード	1 2 3			

ゆうちょ銀行	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	通帳番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 2 3 4 5 ※	1 2 3 4 5 6 7 1	ニイガタ　タロウ

誓約・同意事項（本人控え）

① 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「給付金（住民税非課税世帯分）」という。）の支給要件（※）に該当します。

※ 給付金（住民税非課税世帯分）の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。

イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

③ 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）」を活用した事業において、他の市区町村から支給を受けた世帯ではありません。

④ 給付金（住民税非課税世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、新潟市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ この申請書は、新潟市において支給決定をした後は、給付金（住民税非課税世帯分）の請求書として取り扱います。

⑦ 新潟市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年11月30日までに、新潟市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（住民税非課税世帯分）が支給されないことに同意します。

⑧ 給付金（住民税非課税世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（住民税非課税世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（住民税非課税世帯分）を返還します。

切り取り線

別紙様式第２号

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書（請求書）

（宛先）新潟市長

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

申請日	令和　　年　　月　　日

1　申請・請求者（世帯主）

世帯主氏名	生年月日	現住所
フリガナ	西暦・明治・大正・昭和・平成・令和 年　　月　　日	〒 日中に連絡可能な電話番号　　（　　）

2　申請者が属する世帯の状況　（※令和5年6月1日時点の世帯全員について記載）

○令和５年１月１日時点の住所が現住所と異なる方は、令和５年１月１日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。（該当する方全員分）

	フリガナ 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住所（現住所と異なる場合に記載）	令和5年度住民税均等割課税状況
1	（申請者）	本人			□課税　□非課税 □未申告
2			西暦・明・大・昭・平・令 年　　月　　日		□課税　□非課税 □未申告
3			西暦・明・大・昭・平・令 年　　月　　日		□課税　□非課税 □未申告
4			西暦・明・大・昭・平・令 年　　月　　日		□課税　□非課税 □未申告
5			西暦・明・大・昭・平・令 年　　月　　日		□課税　□非課税 □未申告

3　振込口座（原則、「1　申請・請求者」の口座とします。）

金融機関名		支店名		分類	口座番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード		支店コード				

ゆうちょ銀行	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	通帳番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※		

4　代理受給をする場合（世帯主以外が受給する場合に、記入してください。）

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
			西暦・明治・大正・昭和・平成 年　月　日	〒 日中に連絡可能な電話番号　（　）
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			世帯主氏名	署名（又は記名押印）　印

【誓約・同意事項】 ※　すべての項目を確認してください。

① 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯分）（以下「給付金（住民税非課税世帯分）」という。）の支給要件（※）に該当します。

※ 給付金（住民税非課税世帯分）の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

ア　世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。

イ　世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。

（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

ウ　世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

③ 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）」を活用した事業において、他の市区町村から支給を受けた世帯ではありません。

④ 給付金（住民税非課税世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、新潟市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ この申請書は、新潟市において支給決定をした後は、給付金（住民税非課税世帯分）の請求書として取り扱います。

⑦ 新潟市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年11月30日までに、新潟市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（住民税非課税世帯分）が支給されないことに同意します。

⑧ 給付金（住民税非課税世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（住民税非課税世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（住民税非課税世帯分）を返還します。

【提出書類】※　添付書類の不備がないか、必ず確認してください。

◆必ず提出するもの

☐ **令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書（本書）**

☐ **申請・請求者（世帯主）の本人確認書類の写し（コピー）**

※　申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、パスポート等の写し（いずれか１つ）（「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。）

☐ **振込口座を確認できる書類の写し（コピー）**

※　振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる**通帳やキャッシュカード**の写し
インターネットバンキング画面の写し

◆該当する方のみ提出するもの

☐ **（現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる方全員分）**
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し（コピー）

☐ **（代理人が給付金を受給をする場合）**
代理人の本人確認書類の写し（コピー）

※　代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、パスポート等の写し（いずれか１つ）（「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。）

切り取り線

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請について

市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、表題の給付金を支給します。このお手紙は、令和5年1月2日以降に新潟市に転入するなどにより、令和5年度住民税の課税状況を新潟市で把握できない方がいる世帯にお送りしています。

対象世帯	**令和5年6月1日時点で新潟市に住民票があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯。**※　裏面【誓約・同意事項】の①に記載の支給要件も確認してください。
支給額	**令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金　…　3万円**
申請方法	**上記及び裏面【誓約・同意事項】①に記載の支給要件を確認の上、<u>自身が対象世帯となる場合には、左部「申請書（請求書）に必要事項を記入し、必要な提出書類とともに</u>、返信用封筒で返送してください。**
申請期限	**令和5年10月31日（火）まで（消印有効）**
お問い合わせ先	**新潟市物価高騰給付金センター** ☎　050－5527－3969　　9:00～17:00（土・日・祝日を除く） ※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページでも掲載しています。 ・　新潟市トップページから　検索　価格高騰緊急支援給付金　または　・右記二次元コードを読み取り　→

記入上の注意点

○**<u>世帯主以外</u>が受給する場合のみ**記入してください。（世帯主本人が受給する場合は、**記入不要**。）
世帯主氏名が自署の場合は、押印不要です。

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
	ニイガタ　イチロウ 新潟　一郎	子	西暦・明治・大正・昭和・平成 10 年 11 月 1 日	〒 951-8554 新潟市中央区古町通7－1010 日中に連絡可能な電話番号　000(0000)0000
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			世帯主氏名	署名（又は記名押印） 新潟　太郎　印

記入上の注意点

黒ボールペンで、はっきりと正確に記入してください。鉛筆や消せるタイプのペンは使用できません。
（記入を間違えた場合は、二重線を引いて訂正してください。）

○**現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる方**は、令和５年１月１日時点の住所を記入してください。
番地など詳細な住所がわからない場合は、市区町村名までの記入でも構いません。
○令和５年１月以降に家計が急変した人に「○」印を記入してください。

	フリガナ 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住所（現住所と異なる場合に記載）	R5.1月以降家計急変があった者
1	（申請者）	本人			○
2	ニイガタ　ハナコ 新潟　花子	妻	西暦・明・大・昭・平・令 45年　1月　2日	新潟県長岡市大手通○－○－○	

○原則、「1　申請・請求者」の口座とします。**通帳表紙の裏面やキャッシュカード**等を確認し記入してください。

金融機関名		支店名		分類	口座番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
○○	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	△△	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	1 2 3 4 5 6 7	ニイガタ　タロウ
金融機関コード	9 1 9 9	支店コード	1 2 3			

ゆうちょ銀行	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	通帳番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 2 3 4 5 ※	1 2 3 4 5 6 7 1	ニイガタ　タロウ

金融機関が統廃合した場合は、
新支店名をよくご確認ください。

誓約・同意事項（本人控え）

① 令和５年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）（以下「給付金（家計急変世帯分）」という。）の支給要件（※）に該当します。
　※　給付金（家計急変世帯分）の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
　　ア　世帯の全員が、令和５年度住民税非課税水準相当である。
　　イ　世帯の全員が、令和５年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
　　（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
　　ウ　世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
② 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）」を活用した事業において、他の市区町村から支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
③ 給付金（家計急変世帯分）は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として支給申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役１０年以下の懲役刑に処されることがあります。
④ 給付金（家計急変世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、新潟市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
⑥ この申請書は、新潟市において支給決定をした後は、給付金（家計急変世帯分）の請求書として取り扱います。
⑦ 新潟市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和５年１１月３０日までに、新潟市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（家計急変世帯分）が支給されないことに同意します。
⑧ 給付金（家計急変世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（家計急変世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（家計急変世帯分）を返還します。

切り取り線

別紙様式第３号

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）
申請書（請求書）

（宛先）新潟市長

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しましたので、裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

※「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

申請日	令和　　年　　月　　日

1　申請・請求者（世帯主）

世帯主氏名	生年月日	現住所
フリガナ	西暦・明治・大正・昭和・平成・令和 年　　月　　日	〒 日中に連絡可能な電話番号　　（　　）

2　申請者が属する世帯の状況　（※申請日時点の世帯全員について記載）

	フリガナ 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住所（現住所と異なる場合に記載）	R5.1月以降家計急変があった者
1	（申請者）	本人			
2			西暦・明・大・昭・平・令 年　月　日		
3			西暦・明・大・昭・平・令 年　月　日		
4			西暦・明・大・昭・平・令 年　月　日		
5			西暦・明・大・昭・平・令 年　月　日		

3　振込口座（原則、「1　申請・請求者」の口座とします。）

金融機関名		支店名		分類	口座番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード		支店コード				

ゆうちょ銀行	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	通帳番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※		

4　代理受給をする場合（世帯主以外が受給する場合に、記入してください。）

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
			西暦・明治・大正・昭和・平成 年　　月　　日	〒 日中に連絡可能な電話番号　　（　　）
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			世帯主氏名	署名（又は記名押印） 印

【誓約・同意事項】※　すべての項目を確認してください。

① 令和５年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）（以下「給付金（家計急変世帯分）」という。）の支給要件（※）に該当します。
　※　給付金（家計急変世帯分）の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
　　ア　世帯の全員が、令和５年度住民税非課税水準相当である。
　　イ　世帯の全員が、令和５年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
　　（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
　　ウ　世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
② 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）」を活用した事業において、他の市区町村から支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
③ 給付金（家計急変世帯分）は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として支給申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役１０年以下の懲役刑に処されることがあります。
④ 給付金（家計急変世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、新潟市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
⑥ この申請書は、新潟市において支給決定をした後は、給付金（家計急変世帯分）の請求書として取り扱います。
⑦ 新潟市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和５年１１月３０日までに、新潟市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（家計急変世帯分）が支給されないことに同意します。
⑧ 給付金（家計急変世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（家計急変世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（家計急変世帯分）を返還します。

【提出書類】※　添付書類の不備がないか、必ず確認してください。

◆必ず提出するもの

☐ 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（本書）

◆該当する方のみ提出するもの

☐ （代理人が給付金を受給をする場合）代理人の本人確認書類の写し（コピー）
　※　代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、パスポート等の写し
　　（いずれか1つ）（「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。）

☐ 簡易な収入（所得）見込額の申立書

☐ 「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（コピー）
　※　給与明細、帳簿、年金支給決定書、通帳の写し等、収入や経費の金額のわかる書類を添付してください。

☐ 申請・請求者（世帯主）の本人確認書類の写し（コピー）
　※　申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、パスポート等の写し（いずれか1つ）（「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。）

☐ 申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し（コピー）
　※　申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し

☐ 振込口座を確認できる書類の写し（コピー）
　※　振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し、
　　インターネットバンキング画面の写し

切り取り線

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）の申請について

市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯のほか、同様の事情にあると認められる家計急変世帯に対し、表題の給付金を支給します。

対象世帯

令和5年6月1日時点で日本国内に住民票があり、申請日時点で新潟市に住民票がある世帯のうち、令和5年1月以降に予期せず家計が急変し、世帯全員が住民税非課税と同様の事情にあると認められる世帯。

非課税相当限度額

世帯全員の令和5年1年間における収入（所得）見込額が、下記の限度額以下である場合に申請できます。詳しくは、別紙『簡易な収入（所得）見込額の申立書』をご確認ください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	９６．５万円	４１．５万円
配偶者・扶養親族（１名）を扶養している場合	１４６．９万円	９１．９万円
配偶者・扶養親族（計２名）を扶養している場合	１８７．９万円	１２３．４万円
配偶者・扶養親族（計３名）を扶養している場合	２３２．７万円	１５４．９万円
配偶者・扶養親族（計４名）を扶養している場合	２７７．９万円	１８６．４万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	２０４．３万円	１３５．０万円

支給額

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金　…　3万円

申請方法

上記を確認の上、**自身が対象世帯となる場合には、**左部「申請書（請求書）」に必要事項を記入し、必要な提出書類とともに、返信用封筒で郵送してください。

申請期限

令和5年10月31日（火）まで（消印有効）

問い合わせ先

新潟市物価高騰給付金センター
☏　050－5527－3969　　9:00～17:00（土・日・祝日を除く）
※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページでも掲載しています。
・　新潟市トップページから　検索　価格高騰対策緊急給付金　または　・右記二次元コードを読み取り →

記入上の注意点

○**世帯主以外が受給する場合**のみ記入してください。世帯主氏名が自署の場合は、押印不要です。

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
	ニイガタ　イチロウ 新潟　一郎	子	西暦・明治・大正・昭和・平成 10 年 11 月 1 日	〒 951-8554 新潟市中央区古町通7－1010 日中に連絡可能な電話番号　000(0000)0000
上記の者を代理人と認め、 本給付金の確認・請求及び受給を委任します。			世帯主氏名	署名（又は記名押印） 新潟　太郎　印

記入上の注意点

黒ボールペンで、はっきりと正確に記入してください。鉛筆や消せるタイプのペンは使用できません。
（記載誤りは、二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。）

◆世帯全員の「⑥年間収入見込額」が「⑦非課税相当収入限度額」以下の場合は、給付金の対象となります。その場合、**記入は終了です**。

	（フリガナ） 氏　名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入減少のあった年月 ④	任意の１か月の収入⑤ 給与収入【A】	事業収入又は不動産収入【B】	年金収入【C】	年間収入見込額【D】×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
1	ニイガタ　タロウ 新潟　太郎	2 人	☑課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 8 月	収入合計額　A+B+C=【D】 150,000 円 円	150,000 円	円	1,800,000 円	1,879,000 円
2	ニイガタ　ハナコ 新潟　花子	人	□課税 ☑非課税 □未申告	☑障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 8 月	収入合計額　A+B+C=【D】 0 円 円	円	円	0 円	2,043,000 円
3	ニイガタ　イチロウ 新潟　一郎	人	□課税 □非課税 ☑未申告	☑障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 8 月	収入合計額　A+B+C=【D】 0 円 円	円	円	0 円	2,043,000 円

◆「⑥年間収入見込額」が「⑦非課税相当収入限度額」以下とならない世帯員がいる場合は、所得により判断するため、**裏面を記入してください**。

	（フリガナ） 氏　名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入減少のあった年月 ④	任意の１か月の収入⑤ 給与収入【A】	事業収入又は不動産収入【B】	年金収入【C】	年間収入見込額【D】×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
1	フルマチ　ジロウ 古町　次郎	1 人	☑課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 9 月	収入合計額　A+B+C=【D】 160,000 円 30,000 円	130,000 円	円	1,920,000 円	1,469,000 円
2	フルマチ　サブロウ 古町　三郎	人	□課税 ☑非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年 9 月	収入合計額　A+B+C=【D】 75,000 円 円	円	75,000 円	900,000 円	965,000 円

※　扶養している親族の状況に応じ、下表の該当する非課税相当収入限度額を⑦欄に記入してください。

※　下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得48万円以下）」「扶養親族（16歳未満含む）」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	９６．５万円
配偶者・扶養親族（１名）を扶養している場合	１４６．９万円
配偶者・扶養親族（計２名）を扶養している場合	１８７．９万円
配偶者・扶養親族（計３名）を扶養している場合	２３２．７万円
配偶者・扶養親族（計４名）を扶養している場合	２７７．９万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	２０４．３万円

※これを超える場合は、上記の扶養人数に応じた区分を適用。

切り取り線

別紙様式第３号　別紙

簡易な収入（所得）見込額の申立書
【家計急変世帯】

○「令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。

１　年間収入見込額　（※　申請書の「２　申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方について記入してください）

	（フリガナ） 氏　名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入減少のあった年月 ④	任意の１か月の収入⑤ 給与収入【A】	事業収入又は不動産収入【B】	年金収入【C】	年間収入見込額【D】×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
1		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年　月	収入合計額　A+B+C=【D】 円 円	円	円	円	円
2		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年　月	収入合計額　A+B+C=【D】 円 円	円	円	円	円
3		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年　月	収入合計額　A+B+C=【D】 円 円	円	円	円	円
4		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年　月	収入合計額　A+B+C=【D】 円 円	円	円	円	円
5		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦控除 □ひとり親控除	令和5年　月	収入合計額　A+B+C=【D】 円 円	円	円	円	円

（記入上の注意）

①「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。

②「令和５年度住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。

③「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。

④「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年9月までの任意の1か月の月を記入してください。

⑤「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年9月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。（例：通勤手当、児童手当など）

⑥「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。

⑦「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、左表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

～　所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください～

2　年間所得見込額

年間所得により申し立てる場合、申請書の「2　申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方について記入してください。

	（フリガナ） 氏　　名	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】 給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	【所得見込】 年間所得見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税相当所得限度額 ⑫
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

（記入上の注意）

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- A×12 の額（給与収入分）が 162.5 万円以下 → 55 万円
- A×12 の額（給与収入分）が 162.5 万円超 180 万円以下 → 給与収入分×40%－10 万円
- A×12 の額（給与収入分）が 180 万円超 360 万円以下 → 給与収入分×30%＋8 万円
- A×12 の額（給与収入分）が 360 万円超 660 万円以下 → 給与収入分×20%＋44 万円

⑨「事業収入等の経費」

- 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の 12 か月相当額をご記入ください。
- 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

（65 歳未満の方）公的年金等収入分 → 控除額
:60 万円以下 → 公的年金等収入分の全額
:60 万円超 130 万円未満 → 60 万円
:130 万円以上 410 万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27 万 5 千円
:410 万円以上 770 万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68 万 5 千円
（65 歳以上の方）公的年金等収入分 → 控除額
:110 万円以下 → 公的年金等収入分の全額
:110 万円超 330 万円未満 → 110 万円
:330 万円以上 410 万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27 万 5 千円
:410 万円以上 770 万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68 万 5 千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 ＝ ⑥年間収入見込額 －（ ⑧給与所得控除額 ＋ ⑨事業収入等の経費 ＋ ⑩公的年金等控除 ）

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、右表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

切り取り線

記入上の注意点

◆全世帯員の状況を記入してください。全世帯員の「⑪年間所得見込額」が「⑫非課税相当所得限度額」以下の場合は、給付金の対象となります。
「⑧給与所得控除額」、「⑨事業収入等の経費」、「⑩公的年金等控除」については、左部の「（記入上の注意）」を確認の上、記入してください。

	（フリガナ） 氏　　名	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】 給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	【所得見込】 年間所得見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税相当所得限度額 ⑫
1	フルマチ　ジロウ 古町　次郎	1,920,000 円	360,000 円	700,000 円	円	860,000 円	919,000 円
2	フルマチ　サブロウ 古町　三郎	900,000 円	円	円	900,000 円	0 円	415,000 円

※　扶養している親族の状況に応じ、下表の該当する非課税相当所得限度額を⑫欄に記入してください。

※　下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得48万円以下）」「扶養親族（16歳未満含む）」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	４１．５万円
配偶者・扶養親族（１名）を扶養している場合	９１．９万円
配偶者・扶養親族（計２名）を扶養している場合	１２３．４万円
配偶者・扶養親族（計３名）を扶養している場合	１５４．９万円
配偶者・扶養親族（計４名）を扶養している場合	１８６．４万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	１３５．０万円

※これを超える場合は、上記の扶養人数に応じた区分を適用。

○問い合わせ先

新潟市物価高騰給付金センター

☏　050－5527－3969　　9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

※制度の詳細、よくある質問への回答については、新潟市ホームページでも掲載しています。

・ 新潟市トップページから
検索 価格高騰緊急支援給付金

または

・右記二次元コードを
読み取り →

別紙様式第４号

振込口座に変更がない場合は、この書類を提出する必要はありません。

（注意事項）
・この書類は、同封の「令和５年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について（お知らせ）」に記載の振込口座を既に解約している等の理由で、異なる口座への振込を希望される場合に提出するものです。
・この書類を提出して振込口座を変更する場合、令和５年８月１０日にお振り込みすることは出来ません。口座変更時の支給予定日は、届出書受付から、おおむね１か月後程度となります。

令和5年度電力･ガス･食料品等価格高騰緊急支援給付金支給口座登録等の届出書

（宛先）新潟市長

裏面の【誓約･同意事項】を確認しました。誓約･同意の上、届け出ます。

届出日	令和　　年　　月　　日

1　届出者（世帯主）

世帯主氏名	生年月日	現住所
フリガナ	西暦･明治･大正･昭和･平成･令和	〒
	年　　月　　日	日中に連絡可能な電話番号　　（　　）

※書類に不備がある場合、給付金センターからお電話します

2　振込先指定口座（原則、「1　届出者（世帯主）」の口座とします。）

同封のお知らせ文書内「３　支給方法」に記載の支給口座を既に解約している等の理由で、異なる口座への振込を希望される場合に記入してください。

金融機関名		支店名		分類	口座番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
	1. 銀行　5. 農協 2. 金庫　6. 漁協 3. 信組　7. 信漁連 4. 信連		本･支店 本･支所 出張所	1　普通 2　当座		
金融機関コード		支店コード				

ゆうちょ銀行	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	通帳番号（右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（通帳の表記に合わせてください）
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号･番号をご記入ください。	※		

（裏面へ続く）

3　代理受給をする場合（世帯主以外が受給する場合に、記入してください。）

<table>
<tr><td rowspan="3">代理人</td><td>フリガナ
代理人氏名</td><td>世帯主との関係</td><td>代理人生年月日</td><td colspan="2">代理人住所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>西暦・明治・大正・昭和・平成
年　　月　　日</td><td colspan="2">〒
日中に連絡可能な電話番号　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記の者を代理人と認め、
本給付金の確認・請求及び受給を委任します。</td><td>世帯主氏名</td><td>署名（又は記名押印）
印</td></tr>
</table>

【誓約・同意事項】※　必ず確認してください。

○新潟市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年11月30日までに、新潟市が届出者に連絡・確認できない場合に、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が支給されないことに同意します。

【提出書類】※　添付書類の不備がないか、必ず確認してください。

☐ 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給口座登録等の届出書（本書）

☐ 振込口座を確認できる書類の写し（コピー）

※　振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる**通帳やキャッシュカード**の写し
インターネットバンキング画面の写し

☐ 口座名義人の本人確認書類の写し（コピー）

※　申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、
パスポート等の写し（いずれか１つ）（「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。）

※　**世帯主以外の代理人が受給をする場合**は、世帯主本人及び代理人の本人確認書類を添付。

別紙様式第５号

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
受給辞退の届出書

（宛先）新潟市長

１　私は、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の受給について、辞退することをここに届け出ます。

２　本届出により、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の受給を辞退する者が世帯主本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し提出します。

令和　　年　　月　　日

届出者（世帯主）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者（世帯主）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者（世帯主）電話番号　　（　　）

本人確認書類貼付箇所

※　届出者（世帯主）の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証
パスポート等の写し（いずれか１つ）
（「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。）